

第七十一回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第十一号

昭和四十八年四月十二日(木曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 久保田四次君

理事 宇田 國榮君 理事 小澤 太郎君

理事 堀山 静六君 理事 金子 岩三君

理事 羽田 孜君 理事 阿部未喜男君

理事 古川 喜一君 理事 土橋 一吉君

理事 内海 英男君 理事 龜岡 高夫君

理事 志賀 節君 理事 渡海元三郎君

理事 中村 寅太君 理事 檜橋 渡君

理事 長谷川四郎君 理事 本名 武君

理事 村上 勇君 理事 大柴 滋夫君

理事 金丸 徳重君 理事 久保 等君

理事 森井 忠良君 理事 米田 東吾君

理事 中川利三郎君 理事 平田 藤吉君

理事 田中 昭二君 理事 小沢 貞孝君

出席國務大臣

郵政大臣 久野 忠治君

出席政府委員

郵政大臣官房長 廣瀬 弘君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 館野 繁君

郵政省簡易保險 局長 野田誠二郎君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 遠藤 正介君

日本電信電話公 社厚生局長 小沢 春雄君

日本電信電話公 社計画局長 清水 通隆君

通信委員会調査 佐々木久雄君 室長

委員の異動

四月十二日

辞任

平田 藤吉君

同日

辞任

中川利三郎君

補欠選任

中川利三郎君

補欠選任

平田 藤吉君

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

提出第三三三号

第一類第十一号 通信委員会議録第十一号 昭和四十八年四月十二日

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

通信行政に関する件

○久保田委員長 これより会議を開きます。

通信行政に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。金丸徳重君。

○金丸(徳)委員 通信関係の諸般の問題につきま

して、時間をちょうだいして、ゆっくりいろいろ

の問題について大臣の所見また関係方面の御意見

などを承っておきたいと思つたのでありますが、

きょうはたいへん時間が制約されておりますよう

で、総裁はあとの会議があるからという御注文も

ありますので、この際、電電公社関係の問題につ

いてしぼってお伺いをいたして、自余の問題につ

きましては後日またと伺わせていただくこと

といたします。

私は、最近の国際情勢の激変といえますが、こ

とに国内の経済、社会情勢の変動からいたしまし

て、経済活動、社会活動、文化活動、諸方面にい

ろいろの動きが新しく出てきておるように思われ

ます。それが電電公社の業務の窓口を通じてどう

あらわれておるであろうか。この点は、今日まで

高度経済成長政策の中で進められておりましたこ

ろのわが国の国内行政というのにおいて、電電

公社の仕事がその先導を行くといえますか、ある

いはその土台を固めつつあったという意味におき

まして、電電公社の窓口から受ける社会情勢、経

済情勢の新しい動きというものは、政治、経済の

今後の諸般の運営計画を進める上においてたいへ

ん参考になると思われてならないからであります

。そこで、ことにこれは第五次五カ年計画の出

発点でもあり、くどういふですけれども、それは

まして全国をダイヤル化するという、これは大

体、局数としてはまだたくさん残っておりますけ

れども、まず全体のトラフィックなりあるいは

回線ということから考えますと、大体九五〇程度

ダイヤル化してまいりました。今後これは、残つ

ております、特に郵政の委託局に対するマグネッ

トの局の自動改式を進める、こういうことになつ

てまいります。それに伴って自動即時化をさらに

地方の過疎地帯まで広げてダイヤル化していく、

こういうことになります。

それから、積滞の解消につきましては、昭和四

十五年が一番積滞が多かったです。約二百

七、八十万の積滞がございました。しかし、国会で

も電話の積滞を減らせというのをしばしば附帯

決議なりあるいは質問を通じて御要望がござ

いましたので、大体毎年その積滞を五十万くらい

の割合で減らしていくということでありまして、

四十五年が最高でございましたが、四十六年、四

十七年と減つてまいりました。大体いまは二百万

をちょっと欠けるという状態でございます。この

第五次五カ年計画では、この積滞を解消するとい

うことが最大の目標でございまして、電話を申し

込んだらすぐつける状態に全国的規模においてし

たいということでございます。それから、毎年五十

万ずつ積滞を減らしていき、そしてそれを県庁所

在地的なところ、都市化しているところは、大体

五十年度末には申し込んだらすぐつけるようにす

るということでございます。

それから、今度はその積滞の内容の話でござい

ますが、五次五カ年計画を始めるいまの時点で

は、大体住宅電話の比率が五二・三％と、一般のビ

ジネス電話よりも住宅電話のほうがふえておる状

態でございます。この第五次五カ年計画でそうい

う申し込みの積滞をなくすためには、約千五百

三十万の加入電話をつけることにしております

。

。

。

。

が、その中の千二百万以上は住宅電話だ。したがって、いわゆる国民福祉という面から考えますと、これからの五カ年計画は、電話を架設するというところに当ててみますと、住宅電話のほうに圧倒的に多い。電話が、ビジネスの問題からだんだん国民生活あるいは核家族化に編成がえされていく過程におきまして、生活の必需品に対して公社はその御要望に応じていく、こういうふうになる、これが五カ年計画の、従来の特に一次や二次計画と非常に違っている点だというふうに思います。

なお、数字につきましては局長のほうからお答えしたいと思います。

○清水説明員 答えたいいたします。

ただいま総裁から概括的なことにつきましてお話をございましたが、その中の一部の特徴的なものにつきまして、若干数字をお示ししたいと思います。

まず、住宅用電話というふうなものの見方をしまして、ただいま総裁言いましたように、五次中は大部分、八二%の住宅用電話をつけるというふうに申し上げたわけでございますが、住宅用電話という意味ではそうでございますが、もう少し地域的な需要数というふうなもので調べてみますと、一番積滞の多かった四十五年を一応一〇〇といたしまして四十八年の見込みの比率を出してみたいと思いますが、その場合に、東京、大阪のような大都市におきましては、四十五年を一〇〇といたしまして二二〇程度の伸び率でございます。それに引きかえまして、県庁所在地あるいはそのほかのいわゆる都市化が進むところとしておるようなところにおきましての需要の伸びは、四十五年を一〇〇といたしまして四十八年が一五〇、こういうふうなことでございまして、新しい需要も含めまして電話を必要とするお客さまが、都市別に見ますと、やはり地方のほうに非常に伸びておるといふ一つの例があります。また別な過疎地帯のほうについて考えてみますと、従来の第四次五カ年計画までは、たとえば農村公衆電話をつけるこ

かあるいは地域集団電話をたくさん増設するというようなところでこれらにのびてまいったわけでございますが、現在の姿を見ますと、地域集団電話ではどうもサービス上非常にぐあいが悪いというふうなことで、これをむしろ一般の電話に切りかえてほしいという要望が、ここの二年で非常に強くなってまいっております。そのために、この第五次ではそういった地域集団電話というものを普通の電話に切りかえる、あるいは地域集団電話そのものとしての役割りは十分でございますので、その共同組合合わせ数を緩和するというふうなことにまいりまして、主として過疎地帯に対するわれわれの従来と違ったやり方をしたいというふうなことを、それと並行いたしまして、自動改式の進展等に関連しまして、加入区域の拡大をするとか、そのほかもうろの手を打つということとは先ほど総裁から説明したとおりでございます。たとえば、いま申し上げました地域集団電話という面で見ますと、四十七年末が大体百四十万ちょっとかと思っておりますが、これは第五次の終わりの五十二年度末ごろには百二十五万ぐらいにむしろ減つてしまふというふうに考えておまして、これを第五次五カ年計画の一つの柱にしておるわけでございます。そのほかいろいろサービスにつきましての要望が従来と変わつてまいっておりますので、それらについては、第五次の中でうたっておりますようなことで応じていきたいというふうなことでございまして。

○金丸(徳)委員 いま、電話加入の申し込みなどについての変化というものはおおよそ見当がつきました。地方にだいたいが需要が増してきた、従来不便であった古い型の電話が新しい型のほうに要求が変わつてきた、たくさん一度にふら下がついてくるような電話ではもう間に合わなくなつてきたというふうなことで、それが強くあらわれてきておるようであります。これは、確かにそういう傾向が強くなります。これは、確かにそれならぬと思つておつたのでございまして、これを収入面で見たらどういふことになりますか。大都市の一個当

たりの収入面と地方の一個当たりの収入面——利用度数というものがここ三三年来急激に増しつづつある、全般的にそういう傾向を持つてきておるのではないかとと思われるのでありますが、これはどういふふうな数字的につかんでおられますか。

○遠藤説明員 答えたいいたします。

地方あるいは都会というふうな分計はいま数字的にはまだ分析をいたしておりませんけれども、一般的傾向としては、先生御存じのように、住宅電話の収入単金と申しますのは、平均単金をはるかに下回つております。したがって、事業所用の電話につきましては、都会あるいは地方におきましてはほぼペイラインを上回つておるわけでございますけれども、住宅用電話につきましては、地方、都会ともペイラインを割つております。したがって今後の問題としては、先ほど計画局長が申しましたように、住宅電話が相対的に大幅にふえてまいりますと、そういう面で収入面には大きな影響があるかと私も考えております。

○金丸(徳)委員 実は、新しく田中内閣ができて以来、特に生産第一主義から生活第一主義のほうへ、福祉優先だ、こういうことがいわれております。それはもう国民全体が一致して希望しておることなんでしょう。当然そういう政策が、現実いろいろな面にあらわれてこなければいけないと思つておりますし、それを見る一つの窓口としては、電話の利用度数、利用状況というふうなものは非常に端的に、きわめてシビアにあらわれてくるんじゃないかと思つておるのです。

そこで、その生活優先主義に基づいて、電電公社としては新しい五カ年計画の中にその方向で盛り込んでおるのだ、こう総裁もおっしゃられました。この計画というものは、政策というものは、私は当たつていふと思つております。しかし、それを裏づけるものとして、電電公社は、業者として何かを数字的につかんでおられるべきではなからうかと思つております。ほんとうにこの電話が生活のために使われているのだ、その意味においては、都会

の電話も地方の電話も同じように使われている。むしろ地方のほうに生活の道具として、生活の必需品としては都会の住宅電話よりも強く要求されておるのだということが、電話の利用の度数、収入の面一本一本来あらわれてきておるのじゃないか、こう思います。それをひとつ公表しながら、各電話の窓口から見ただけでも世の中は変わつてくるのだということを言つてほしいように思います。新五カ年計画を推進する上におきましても、それこそ大きなしろだだと思つておるわけですが、この点はどうでありましょうか。われわれは、たとえば景気の動きを株の値段の動きなどについて毎日見せられておるのです。それは関係者としては、きわめて注目しなければならぬ一つの材料だと思つております。それと同じように扱うかどうかは別といたしまして、電話の利用状況、利用度数、電話というものの料金の支払いに対する感覚上の動きというふうなものは、やはり電電公社としては丁寧に見ておいて、世道、人心の動きというものを丁寧に把握しておくことが大切でありましようし、同時にそれからつかみ得たものは国政全般の動きの上にも大きな参考資料として提供したほうが、より親切ではなからうかとも思つておりますが、いかがでございますか。

○米澤説明員 答えたいいたします。

ただいま御質問ございましたが、まず、いわゆる住宅電話とビジネス電話との収入の差といひますか、比率を申し上げますと、マクロ的に見まして、大体住宅電話が三分の一ないし四分の一というものがマクロ的でございます。

それから、じゃ一体その景気変動等に対して、GNPに対しての依存率はどうかということになりますと、住宅電話のほうにはどちらかというと時系列的にふえていくという傾向にあります。たとえば、ある年に住宅電話がつかますと、やはりついでに、だんだん時間がたつと利用度数がふえていくという傾向があります。ビジネス電話のほうには、たとえば景気の、GNPの伸び率、そういう

ものが影響するという傾向がある。たとえば四十七年度の収入状態を見ますと、前半、非常に収入——GNPの伸びが落ちて、後半非常にふえてきた。私たちが毎年の最初に予測しました月別の収入と、それから実際に出てくるのと比較してみても、それが、特にビジネス電話というものは景気がふえてくると上がってくる。これはアメリカなんかの例でもそうでございます。いわゆる電力料金等比べて、電話料金のビジネス電話というものは、むしろ景気に非常に関係があるというふうにいわれております。しかし、住宅電話のほうにはむしろそうじゃなくて、やはり時系列的なものに影響されてくるのではないかと、こういう傾向がございます。

それから都市と地方の関係でございますが、地方の場合には、まだ都市に比べて普及率が低いという点がございます。農村集団電話等はちょっとまた別でございますが、一般の加入電話を例に比較しますと、先ほど遠藤総務理事が詳しく数字を申し上げるには整理されていなくて申し上げましたが、一般的に申しますと、やはり地方のほうが普及率が低いだけに、いまパーライン当たり、いわゆる加入者当たりの収入は、地方のほうが高いのじゃないかというふうに思っております。

○金丸(徳)委員 景気の変動にあまり影響を受けない住宅電話がふえてきて、その利用率が高くなるということは、それだけ電電公社の経営状況が安定していくことになるのじゃないかとも思うのであります。

そこで、これから住宅電話、わけても地方の住宅電話の普及にいままでにも増して、むしろいままで手おくれになった分まで取り返す意味において、新五カ年計画においては重点が置かれて進められなければならないと思うのであります。その点はいかがでありますでしょうか。新五カ年計画をおつくりになるときには、まだ田中内閣の列島改造というものが打ち出されなかったころではなからうかと思うのであります。しかし、それ

から本ざまりになるまでは時間もありません。たまたま、あるいはそれが盛り込まれておられるかもしれない。盛り返されておられるか。ひとつ、たとえば昨年のいまごろ考えたもの、昨年の秋になって改定したもの、どの程度に変わっておられるでしょうか、それをもし数字的に承ることができれば、ここで示しが願いたい。

○清水説明員 お答え申し上げます。

第五次五カ年計画をつくります時点におきまして——大体いまから一年ほど前でございますが、いろいろな作業をいたしました時点において、私どもはいろいろな数字を利用いたしまして策定したわけでございますが、その中で、いま先生の御指摘の収入の問題等につきましてはいろいろな数字を利用可能でございますが、私どもとしましては、今後住宅用電話がふえていくという一つの傾向を考えた場合に、これは経済の動きというふうなものにあまり影響されないのではないかと、いう一つの想定を立てまして、そういう面からむき出しの時系列的な面で想定をするという基本線のもとに、当時ございました国の計画は新経済社会発展計画でございます。たとえばその実質成長率というものを——GNPの成長率——

○六〇というものを一つの目安にいたしました。私どもも策定したわけでございます。また支出も当然関連してまいりますので、そのときに私ども、主として人件費の伸び率というふうなものについていろいろ苦労したわけでございますが、これにつきましても、一応新経済社会発展計画で考えられておりました数字を、それは一二・一％でございますが、そういう数字を使って策定したわけでございます。その後、先生御指摘のよういろいろな社会的にも変動もございまして、それからこの二月に閣議決定を見ました経済社会基本計画というふうなものが、先ほどの新経済社会発展計画にかわってつくられたわけでございますが、そのGNPという面での伸び率は、たとえば今度の新しい国の計画では九〇程度というふうな数字

が出ておるわけでございまして、私どもがつくりました五次計画とは、GNPの年平均伸び率が約一〇程度違うわけでございます。これにつきましても、私どもも内部的にかなり議論をし、また数字を詰めてみたわけでございますが、冒頭に申し上げましたように、これから加入電話をたくさんつけていくという要素はございます。それも主として住宅用電話である。それから住宅用電話につきましてもいろいろな数字を考えてみますと、あまり経済成長率というものに直接影響しにくいというふうなことでございまして、目下のところ収入見込み等について影響はあまりないというほうが正しい。別な言い方をしますと、収入見込み等について、第五次五カ年計画で十兆八千億という数字をつくらなければならないけれども、この五年間の十兆八千億をいま直ちに減らさなければいけないようなことにはなりません。そういうこととで現在おるわけでございまして。

○金丸(徳)委員 私のお尋ねがへたな関係か、お伺いする点がお答えいただくほうにびんとこないようであります。今日まで電電公社の事業というものが、国の政策であつた生産第一主義といえますが、高度成長政策によって都市に集中せざるを得なかった、ビジネス第一主義でせざるを得なかった。ところが今度はそうでなくなってきたので、そういう意味において計画の基本に大きな変化がなければならないのではないかと、そういう意味において、数字的に端的にあらわれておるところの地方の加入申し込みの解消などというふうな力を入れておられるか、いままでにも増してどの程度よいにされておられるか、こういうことを私はお伺いしたかったのであります。しかし、大体にはお伺いしたかったのであります。力を入れておる、こういうお答えだろうと思つた。

大臣、大臣が御就任になつてから、この点についてはどういふふうに御指示なさつたんでありますでしょうか。電電公社としては収入の点も考えなければなりませんし、いままでの伝統もありましたし、いままでの計画のいきさつもありましたし、

し、急に一切都会をやめてしまつて、たとえば建設計画をダウンして地方へ持つていくというわけにはいかないかもしれない。かもしれないけれども、それを政府の責任において指導なさるということの必要さを私は痛感するのであります。これについて大臣はどのような御措置をおとりになったのか。

○久野國務大臣 先ほど電電公社の總裁からいろいろ御答弁がありましたように、さきに政府といたしましては経済社会基本計画というのを策定をいたしましたわけでございまして。この基本計画の二環をなすものがこの第五次の計画でございます。この計画に基づきまして七兆円の投資を行ないます。この計画は、先ほど總裁から御説明がございましたように、まず第一に積滞の解消をはかりたい、第二番目に自動化をこの五年間に、五十二年度末までに完了したい、それからデータ通信あるいは新しい情報網の整備等についても開発研究を進めていきたい、こういうものが主たる柱になつておるわけでございまして。これは要するに経済の発展に伴ひまして社会構造が大きく変化をいたしてきておるのでございまして。しかも電話というのは、私たち社会生活にとりまして欠くことのできない一つの要素になりつつあるわけでございまして。これに対して大きく力を入れていくというので、先ほど總裁が申されましたように、住宅用電話について重点的に積滞解消について努力していきたいということを言われたわけでございまして。私といたしましては、やはり五十二年度末という、新五カ年計画が目標どおり早期に達成でき得ますように指導をいたしていきたい、かように存ずる次第でございます。

○金丸(徳)委員 大臣の今後における閣内においての御活動をお願いするということになります。とにかくがんばつていただきたいと思うのであります。

そこで、いまのように政策が変わりまして地方に重点を置いてくださるということでありまして

が、私は地方に住んでおりまして、地方からたびたびいろいろな切実なる要望を受けておるのでありますが、わけても地方における電話が申し込み後三年も五年もたつてもなかなかついてもくれないのだというような嘆きの声を聞かなくてはなりません。いまのように新しい重点を地方に向ける、特に住宅電話に重点を向けられるということになります。すると、ことしも去年よりも若干増しておるようではありますが、しかしながらこのようなテンポにおいて、いつごろ地方においても申し込めばすぐつくとというような事態が実現されるのでありましようか、お見込みのほどを承っておきたい。事務当局でもけっこうです。

○清水説明員 お答え申し上げます。

今度の第五次五カ年計画の最大の目標が五十二年度末で積滞をゼロにするということでございます。そのために私どもは最大の努力を払うことにいたしておりますが、御承知のように非常な基礎設備を必要とするわけでございますし、そういうことがなかなか一ぺんにいかないというようなことで、どうしてもある程度逐次やっていかざるを得ない。また地方におきましても、先ほども話が出ておりますように、まだ二千五百局にも及びます手動のままの局が残っており、これらにつきましても自動にしないことには抜本的に解決できない。これも一ぺんにできませんで、やはり五年間かかって大体完了するように持っていきたいというふうなことでございます。そういう意味で私ども内部的に一つの目標を立てまして、これは一年ごとに、申し込まれました場合には、直ちにとまていかないにしても、それほど御迷惑をかけないような状態にまず持っていくというところでそれを目標にいたしますが、その状態を大体県庁所在地級の都市化しております場所では五十年ごろに、それからいよいよ一般の自動局では一年おくれまして五十二年ごろに、それから手動のままに残っております局につきましても、これは自動化等と関連がございますが、五十二年の最終年度に持っていきたい、これは逐次そういうふう

ていくわけでございますが、五十二年度末になつたときには、全国的にどこを見てもそれが全国的な規模において積滞を解消できるようにする、こういうような目標を立てておりますが、それまでどうしても一部アンバランスが生ずるのは、これは基礎設備等の整備によって、あるいはそのほかいろいろな施策によって解決していきたいというふうに考えております。

○金丸(徳)委員 どうぞそれは一度にはいけないのでしようが、一度にできないとするならば、むしろこの際、地方の一番不便のところからまず解消していくという気にならないものかどうか。いまのお答えの中には県庁所在地あたりから漸次というふうなお答えでありました。これは従来からの行き方とあまり変わらないのじゃないか。この際、さか立ちする意味において——全く地方において電話一本ありさえすればという切実なる念願が一刻も早く解消するという方針はとられてないように思ふのです。政策の大きな変換、生活第一主義に立つのだ、そうして列島改造のねらうところは、日本全国平均化して住みよいところにしてやうというのですから、そうであるとするならば、いわんや山の奥の、いままで捨てられておつたような、みんなが逃げ出さなければならぬようなところにおいてこそ電話の利便によってまず希望を持たせるということがほんとうの意味における政策転換実現の第一歩だと思ふのでありますが、これはどうでしょう。さか立ちするということはなかなか容易なことじゃないと思ふすけれども、ここにおいてこそ勇断と実行があると思うのです。思い切つてそれを地方のほうから力を入れてくださるというわけにはまいらぬですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

先ほど計画局長が言いましたのはマクロ的というふうなことでございますが、たとえば、ただいま御意見ございましたように、地方の過疎地帯等におきまして長期積滞をなくす、こういう問題についてはひとつ積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

それからまた、いままで特別加入区域というのがございますが、これを五カ年間で逐次全部一般加入電話区域の中へ入れてしまいたい。そういたしますと、確かに地方での架設のときの負担という問題がなくなる。

それから長期積滞をなくすということ、それからいまの特別加入区域を五年間に全部一般加入区域にするということ、これを特に取り上げまして、自動改式等につきましては、これは実際これからの自動改式が——大体百から二百という加入者が非常に少ないところであり、実際問題として配置転換が非常にむずかしい問題がありますので、これらにつきましてはなお郵政省関係とも御相談して、この五カ年計画の中で極力それを円滑に処理するというところで努力したい、こういうふうな考えております。

○金丸(徳)委員 総裁、そういうお考えをとっておられるとしますならば、これからなお伺ひたいのであります。

いまのお話にありました加入区域の変更、これも地方に電話の恩恵にまんべんなく浴せしめるといふ方針の一番障害だと私は思うのです。これもお金がかかるのだからやむを得ないと言われればそれまで。しかし、それをやむを得ないというのは従来の考え方、列島改造後においてはやむを得ないんじゃないかと、政府の力、一般加入者の力をもつて、そこにこそ電話を引いてもらいたいのだということになるだろうと私は思うのです。したがって、これから五年も八年も——八年とは言いませんけれども、五年も待つてこの加入区域という障害が撤廃されるというのはあまりにも手ぬるいような気がいたします。

そこで、そういう地方の大きな穴を、障害をなすために、特に技術的にそれらの調査研究といたしまして、世界最先端を行くほどの研究をなさつておられます。私はこれはいいと思ひます。しかし、これからはもうあつてほしいと思ひます。しかし、街頭でのペルサービズというふうな、ある

いは最近ではテレビ電話などという新しいものも開発されつつある。それに比較して、いまの一番人間生活にとってこれほど切実であるという地方の僻地の電話の解消問題については力が入っていないのじゃないか。もう少し何か小型でうまい方法を考えてくだされば、それほど公社の経理状況に大きな影響を来さなくても何かうまいこといけるのじゃないか。小型の二十本から三十本の自動交換設備というふうなものが開発されて、山の上の電柱の上にそいつがあつたならば、日本ではすぐに自動化される、一軒一軒全部電話が引けるのじゃないかというふうなことを考えてくださると、この際非常に思いやりのあることであると思ひますが、その方面についての研究、技術革新というものについてはどういふふうな御方針をとっておられますし、承りたいのであります。

○久野国務大臣 ただいま御質問の点は理解のできるところでございます。今日、情報化社会に対処するための多くの技術革新が行なわれておるわけでございますが、電話につきましては、ただいま公社からお話ございましたように、特別加入区域などというのが今日まだ残されておるので、三段方式によってこれを解消していこう、こういう説明でございますが、ただいま金丸委員はこれを逆にしてはどうかという御指摘でございます。まことにごもっともな御意見であると思ひますが、しかしこのような通信回線の思い切つた改善をするために、一つの方式としてただいま考えられておりますのが通信衛星の開発でございます。高度三万六千キロの赤道上の高いところに新しい通信衛星を打ち上げまして、この通信衛星によって積滞の解消はもちろんのことでございますが、新しい通信方式の開発によつてあまねく国民の需要を満たす、かような考え方に立ちまして研究開発について本年度予算要求をいたしましたところ、幸いこれが認められました。五十二年年度を目途にして研究開発を行なうということになったわけでございます。今後これは多額の経費を要する事業でございますから簡単には私ではできないと

は思いますが、しかし五十一年度研究開発を実施するといふこの目標については確認された事項でございませう。公社ではもう十年近くにわたりましてこの技術につきましては検討をきておられるのでございませう。でありますから、今日の日本の通信技術をもつてするならば、そんなにむずかしいことではないと思ふのでございませう。ただ打ち上げるためのロケットの開発ができておられるために、日本のロケットではこれは打ち上げることが不可能だといふだけのことではございまして、星の製作、それに搭載をいたします電話機、電信機器、こういうものにつきましては十分日本製で、いま直ちにでもこれは作製することが可能な段階に来ておるのでございませう。でございますから、このような新しい通信技術の開発に伴いまして、衛星の打上げ等をいろいろの面で御指摘のような過疎地帯といひますが、あまねく全土にわたって通信網の拡充を促めていきたい、かように私は公社を指導していきたく存じておるような次第でございませう。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいま一つの御提案ございましたが、たとえばいま農村にはルーラルケーブルといふものをずつと開発してまいりまして、そのルーラルケーブルの中にまた鉄の線を入れて、いわゆるセルフサポートといふような方法をやっております。なるべく安くやろうといふことでございませう。もう一つは、加入区域がだんだん広がってまいります。いよいよ加入者搬送方式、搬送をかけて安くやれないか。とかく技術関係の人はあまりこういふ仕事には熱心でないのですが、私も強く言ひまして、そういう搬送をかけて、農村地帯で安くなるものをことしの研究開発計画の中に実に入れさしてあるわけではございませう。ただいまの御提案も一つの案であります。すがそれがいいか、あるいはもつとほかの方法がいいか、十分研究させたいと思ひます。

○金丸(徳)委員 大臣から大所高所からの大計面を承りました。それはぜひ御推進を願うと同時に

に、実はいま總裁のお答えの中にもありました新しい方式が公社のほうでも現実的にやられる。としますならば、その方面からもひとつ大臣、もし資金なりその他の援助が必要であるならば、その方面は引き受けたといふようなお心持で公社を御指導願へば、その恩恵はわれわれ地方の山の中に住む者が受けることであらうと思ひます。そこでいま總裁のおことばの中にありますように、技術陣としてはあまり喜ばないのだ、こういうことを言われました。私もそういう傾向のあることは想像できます。その技術陣の、特に高度の研究、勉強をなさった技術陣としては、世の中のそういうことについてはあまり熱を入れられないかもしれない。入れられないかもしれないけれども、しかし、それをあえてやつてもらわなければならぬ。いま日本の実情であるといふ意味におきまして、總裁から督促していただいではないけれども、大事な地方の電話の穴を救う道を急いで発見してもらいたいといふような督促をしていただきたいと思ひます。

そこで大臣、私はもう時間ありませんから次に入るのですけれども、そうすると、いまのような計画を進めるとしますれば、いままでに増して電電公社としては収支の問題を考えなければならぬと思ひます。さか立ちして、そしてそのほうが収入が増したといふことでは別ですけれども、さか立ちするといふことは容易なことではありませう。この点、それは金がかかるでしょうし、あるいは収入面においても上がらない、率の下がるというふうなことになるという限りません。そこで公社をして督促をするという意味においては、公社の資金計画などにつきましても政府のほうでも相当なる配慮を払つてもらわなければならぬと思ひます。ことしの五カ年計画の資金計画を拝見いたしますと、どうも政府のほうで見る金がわりあいに少なくて、公社のほうで縁故債その他の額が多いように思ふのであります。もしそれが利子の支払いに思ふのであ

るとするならばこれはちつとも差しつかえないのですけれども、大体常識的に考えますと、政府のほうで用意する金よりも、どうも加入者債なりあるいはその他の縁故債のほうが利子が高いといふことにはならないか。もし利子が高いといふものを電電公社がしよい込んで、そして新しい政策に基づいていろいろの施設を進めなければならぬといふことになる、やがてまたその利子の支払いなどによって電電事業の経営が苦しくなりはしないかといふことを心配するのであります。現に国鉄はあつたまことにおそれるべき事態に入つておるのです。それももとはといえば、急激に拡張して、その借金政策、——その利子をすべから政府のほうでは、国のほうとしては見てやれなかつたといふところにあるのではなからうか。全部ではないにいたしてしましても、かなりの部面がそういうことになるのではないかと思ひます。いまから大いに警戒して、借金のために計画の遂行が鈍つてきたり加入者料金を上げなければならぬような事態とならないように用意してかからなければならぬと思ふのであります。この点は政府としてはいかがであります。ことしの資金計画をささいに見るにいたしてしましても、何かこの心配にたえないのであります。すが、いかがでございませう。

○久野国務大臣 お答え申し上げます。

御指摘の点は十分理解できるところでございませう。国鉄を一つの例としておあげになったのでございませうが、今後の公社の計画の策定なり資金計画等につきましても、十分その轍を踏まないように努力をすることが必要であると私は存じます。御指摘の御意見には私は全く同感の意を表する次第でございまして、郵政省といたしましては、今後十分、早期に検討いたしまして善処をいたしたい、かように存する次第でございませう。

○金丸(徳)委員 公社のほうから、これについて何か御意見なり計画なりあればお答えいただきたい。

○清水説明員 少しこまかい数字をちよつと申し上げてみたいと思ひますが、今度の五次五カ年計画をつくり出す場合に、その債券等につきましては十分企業努力を入れまして確保につとめると同時に、収入につきましてもいろいろな努力をするといふことを考えております。また支出につきましても、不必要な経費は十分節約して実施するといふようなことであります。いま先生御指摘の中での利子等につきましての全体の支出の中に占めます構成比で申し上げますと、現在四十七年度あるいは四十八年度をこらういたしますとわかりますように、利子及び債券取り扱費は全支出の中で約一〇%といふことでございませう。これを五十二年度末の状態で見まして一%、五次五カ年計画全体を通じて一〇・八%といふような数字であります。その支出の中に占めます利子等の率がいま言つた一〇%程度でございまして、私ども企業努力をいま以上に続けることを前提といたしまして、それほど悪化しないといふふうに考へておるわけでございませう。以上であります。

○金丸(徳)委員 もう時間ありませんから、總裁のおられるうちにお伺ひしたいのですが、いま当局のほうとしてはもう悪化する心配がない、こういふことであります。私はそれを信じた。信じたのですけれども、国鉄も十年ばかり前まではそういうことの説明をしておつたのです。それが突如としてああいう状況になつてきたのです。おそるべきものはやはり借金政策だと思ひます。ことに高利のものをしよい込んでいたといへんことになる。そういう意味におきましては、できるだけ財投あたりの原資のほうにたよるべきではないかと思ひます。すが、この点總裁いかがお考えでございませうか。承つて、それからもう時間が参りましたから、あとは事務当局のほうから承ることにいたしますが、その点は私が一番気になつてならないところであります。と申しますのは、いろいろな意味において無理な要求が、金のかかることが国民の間から出てまい

ります。それに応じてもらわなければならない現在の状況なんですから、そういう意味においていまからそれについてのこまかい配慮をしてもらわなければならないと思います。いかがでありますか。

○米澤説明員 お答えいたします。

先ほど郵政大臣から御答弁がございましたが、確かに御指摘のようなことは十分われわれとして考えなければならぬ、なるべく利子の安い資金を得られるように今後とも努力いたしたいというふうに思います。それからまた支出の問題等につきましても、一応この長期計画で見えておりますけれども、まだベースアップ等いろいろ未知の要素もございますし、何と言いましても五年というのはいまの変化する時代ではかなり長い計画でございますから、われわれといたしまして、今後の支出状況あるいは収入の状況、あるいはまた先ほど御指摘がありましたように農村方面に対するいろいろな計画上の配慮、あるいはまた技術革新の速度、そういうものを総合的に考えまして、いまの御意見今後とも十分考え、尊重していきたいというふうに思います。

○金丸徳委員 総裁は御都合で御退席していただいてけっこうであります。

そこで、次の問題に移ります。電電公社の仕事が最先端を行くといいますが、技術的にも非常に進んで、世界的にも認められる段階になつておることは、まことに同慶にたえません。それと同時に、この突き進んだ技術革新を受けとめる現場の人々は、うっかりしておるとこれについていけないような事態になることをおそれ、非常に勉強しておるうちに私には受け取れるのであります。機械はどんどん新しくなる、方式はどんどん進められてくるというようなかにおいて、十年一日のごとき、あるいは三十年一日のごとき頭をもつてはついていけないのですから、非常に勉強しておりまして、私がたまたま局などに行きまして、これは大臣もきつとお気づきだろうと思うのでありますが、電話局に入りますと、休

憩時間でも専門書を読んでおります。通勤のバス、電車の中でも技術雑誌を勉強しておる。これは末端の人たちもそうであるから、これを指導するところの中堅幹部の人たちはなおさらそうであろうと私は想像いたしておるのであります。これは一般のどの職場でも、部分的には、ある程度はそういうこともあろうと思うのですが、特に電電公社の仕事は先端を行っておりますだけに、勉強の度合いというものが大きいと思うのであります。これに対してどういうふうな方法をとっておられるのでありますか。私は、最近におけるそういうことからいまして、何か非常に神経を使つて、もしかしたらその方面の病気がふえてくるんじゃないかなどとも心配いたしておるのであります。片や外部で働く、線路のほうの人たちは線路のほうの人たちで交通地獄に悩まされて、電報配達の人たちはなおさらというふうなことで、室内は室内なりに外は外なりに、両々相まみまして非常に神経をすり減らしておるようになっているのであります。こういう傾向に対して、人事面としてはどういうふうな対策を講じておられるのでありますし、承つて、そしてまた大臣の御苦勞も願わなければならぬと思うのであります。まずその実情をお示し願います。

○山本説明員 お答え申し上げます。

御質問のように、電電公社といたしましては、よりよいサービスを提供いたしたために技術革新あるいは事業の合理化につとめております。そのために職員の受ける労働条件上のいろいろな影響というものがたくさん出てきております。そういった事業の特質にかんがみまして、第三次合理化計画の作成だつたと思いますが、合理化の進展に伴う職員の労働条件の向上につきまして、基本的な了解事項を労働組合との間に結びまして、その基本協約に基づいて、個々の計画の実施に対して具体的な労働条件の向上について現在まで詰めてやってきておるわけでありまして、それと同時に、職場環境の改善とか、あるいは住宅、体育施設とかその他もろもろの福利施設の改善、あ

るいは病院、診療所等の施設等、また新技術導入等に対応いたしまして訓練の充実、こういった面に非常な努力をいたして、合理化の進展を円滑に推進できるように心がけておるつもりでございます。

○金丸徳委員 それに対して、いまの訓練をやられることはたいへん大切なことだと思うのですけれども、それからたとえば休憩時間をどうするだとか、休暇をどうするだとか、とにかく神経を休める、それから勉強の時間も与える、研究の場も与えるというふうな、常時における何らかの対策というのが必要のように思われるのですけれども、それについてはどういうふうなお考えですか。

○山本説明員 そういった新技術に対するいろいろな勉強等のために、職場段階あるいはその上の集合訓練、あるいは学園等における訓練、こういったものを綿密な計画のもとに十分時間をかけてできるように計画をいたしておるわけでありまして、

○金丸徳委員 実はいまの抽象的な御返事だと私は若干心配なのであります。最近病院その他の統計からいまして、神経系統の病人というのが電電職員、特に現場方面においてふえてきておる傾向があるんじゃないかと思うのですが、この点はどうでしょう。実は、私のちやうだいいたした時間は十一時七分までだそうでありまして、ごく簡略にお答えしていただきたいと思ひます。

○小沢説明員 お答えいたします。

電電公社で病気がかかっております者は、要健康管理者と申しておりますが、その中で精神疾患にかかっております者の数は四十六年末で千四百十八名でございます。ただし、このうち療養中という重いは三百九十八名でございます。この数は、公社の病気でいいますと、一番多いのは循環器系でございます。二番目が結核でございます。三番目が糖尿病、四番目が消化器系、五番目が精神疾患、こうなっております。

それから他の企業より電電は特に多いのではなにかというお話でございますが、これは各企業の統計のとり方がまちまちでございます。厚生省等のいろいろな資料も調べておりますし、また三公社五現業等の精神疾患に関する数字もいろいろと調べておりますが、電電公社が特に多いという数字は出ておりません。

○金丸徳委員 時間が参りますから締めなければならぬのでありますが、私の心配するのは、そういう傾向がだんだんふえてくるのではなからうか。いまはあらわれないにいたして、何か底のほうに隠れておつて、それが一時に出てくる心配はなからうか、傾向としてです。ああいう状況からいまして、それを十分警戒して用意しておきませんとならぬのではなからうか、こういうことを申し上げておるのであります。これからお機会があれば私はこの点、その他の点につきましてお伺いをいたしたいと思ひますが、私の心配するところをおくみくださつて、さらに十分の調査をお進め願ひたいと思ひます。

そこで大臣あと一分ばかりであります。電電公社にいたして郵政事業にいたして、もう土台は人なんです。人をうまく使うということが大切であらう。大臣はことしの郵便局の発式といいますが、モーニングをかなぐり捨ててジャンパーで出かけられた。私はその大臣の御決意を承つて非常に感動いたしました。それであつてほしいと思ひます。その大臣のお気持ちを受けて、現場の人たちは苦しみにも耐えてがんばつてくれるだろうと思ひます。長い間、大事な通信事業の最先端で責任を果たしつつある人たちののですから、大臣がその気になつてくだされば私は動いてくださるだろうと思ひます。しかしそれについては、大臣以下幹部がやはりその気になつてもうらうことが先決のように思われてなりません。最近いろいろな現業事業において問題が起こりつつあるのであります。その一番端の原因

のは、経済の多様化に伴いまして国民の皆さんに今後ともますます利用していただきますように新種の保険なども創設をいたしまして、今後とも国民生活に密着したものでありたい、かように考へておるような次第でございます。

○羽田委員 大臣の御答弁のとおりでありまして、今後とも新しい時代に即応したものの、このために改善を一そう進めていただきたいことを要望しておきます。

そうして、まずこのたびの改正案というものは、そういった要望の中で、四十三年三月でございますか、郵政審議会から答申がございました。この答申というものを基本にされ、そうして郵政省独自の世論調査のようなものの中から今度の案というものが生まれ出てきたというふうに思うわけでございますけれども、このたびの改正案の第一の柱であります定期保険を創設する理由をまずお聞きしたいと思います。

そうしてその答申の中には、中小企業あるいは身体障害者の生活保障を目的とするグループ化の動きなどを考慮し、団体定期保険を創設したらどうかというふうに提言されているわけでございますけれども、このたびの案は特に個人を対象とした定期保険であるということでございます。その理由でございますが、個人にした理由につきましては、あわせてお尋ねしたいと思ひます。

○野田政府委員 一番最初の御質問は、定期保険を創設する理由の御質問と思ひわけでございます。定期保険を創設いたしました理由としましては、最近の生命保険に對します需要といたしまして、できるだけ安い保険料で高額の保障を要求する、こういう傾向が非常に強くなつてきております。数年来、養老保険と定期保険を組み合わせた高額の保障といたしまして、生存の場合を百万円といたしまして、死亡の場合は五百万円あるいは一千万という保険金を支払う、そういう形の保険が非常に普及をしております。民間生命保険では、すでに契約の約七割くらいはそういう契約で占めておるわけでございます。これがさらに進みま

て、火災保険と同じようなかけ捨ての保険というやうなことで、非常に低廉な保険料によつて高額の保障を要求するという要望が非常に強まつてきておるのでございます。簡易保険といたしましては、国営の保険といたしましてこれらの要望にこたへる意味におきまして、まだ十分普及をいたしておりません個人を対象とする定期保険をまず発売いたしたいというのが第一の理由でございます。第二の理由といたしまして、簡易保険の普及状態を見ますと、非常に若い十歳以下の層あるいは五十歳以上の高齢層というふうに、普及の状態が、むしろほんとうに保険を必要とする青年層、壮年層あたりが薄くなつてゐる、こういう状況でございます。したがって、もっと生命保険を必要とする青壮年層の普及を定期保険を発売することによつてはかつていきたい、こういうのが理由でございます。

なお、定期保険につきましては、どうして団体定期保険にしないかという御質問でございますけれども、御承知のように、団体定期保険につきましてもすでに民間保険におきましてかなり普及をしております。その中に簡易保険が割り込むということは、そういう意味から問題点があるというのが第一点でございます。さらに、民間生命保険の団体定期保険の売り方というものが、大抵民間保険会社二十社ございまして、大抵資本系列別に編成されておりました。自分の系列の会社の団体定期保険をずつとつておる、そういう中に簡易保険としてはなかなか入りにくいのではないかと、こういうのが理由でございます。

さらに、団体定期保険の仕組みでございますが、制度が従来の個人保険とは全然違つておりまして、制度を実施する上で団体定期保険というものが非常にむずかしいということから、その準備、外務員の訓練等にも相当大きな問題があるのではないかと、こういうことでございます。

さらに、今回おはかりをいたしましたして実現をいたしたいと思つております個人の定期保険につきましましては、これを団体扱いにする。要するに、集

団扱いといひますか、今度売り出します定期保険は理論上は個別の定期保険でありまして、普通のはいままでの保険と理論上もそれから構成も変わらないわけでありまして、これを集団取り扱いをすることにによりまして、団体定期保険とあまり変わらない程度の実績をあげ得るのではないかと、あるいは効果をあげ得るのではないかと、かように考へております。

以上が理由でございます。

○羽田委員 いまお話もございましたように、低廉な保険料で高額な保障を得る、またそういった要望が非常に多くなつておる。そうして、特に若年層において業務の事故等による死亡とか傷害と合つた保険であると思つております。ただ、いまそういった需要が非常に多いということでございますけれども、民間の保険の中にもそういった同種の保険がもうすでにあると思ひます。

〔委員長退席、小澤(大)委員長代理着席〕それはまだ普及がわりあいと少ないというふうに私も聞いておるわけでございますけれども、この定期保険の普及の状況、あるいは諸外国においてもこの制度が行なわれておるようでございますが、その普及率といひます普及の状況、これについてちよつと数字をお知らせいただければと思ひます。

○野田政府委員 定期保険の普及状況でございますけれども、手元にございますのは昭和四十六年のものでございまして、まず個人定期保険を申し上げますと新契約件数が十六万六千件、保険金額が三千七百九十三億円ということでございます。全個人保険中に占めます割合は、件数、保険金額とも一・六%ということでございます。これを四十六年度末の保有契約件数で申し上げます。これを四十六年度末の保有契約件数で申し上げますと七十九万九千件、保険金額は八千九百八十三億円でございまして、個人保険中に占める割合は、件数で一・二%、保険金額でも同様に一・二%ということでございます。普及の状況といたし

ましては非常に低い、こういうことがいえようかと思ひます。

ただ、団体定期保険につきましては、これは団体でございますので、件数は四十六年二万五千件でございますが、被保険者は七百二十七万、保険金額は三兆八千六百九十六億円ということで、個人の定期保険との普及状況を比較いたしますと、団体定期保険のほうが定期保険としては主力になつておるということがいえるわけでございます。ただ、外国におきましては日本と非常に違ひまして、かなりの程度販売されておるようでございます。新契約の全保険中に占める割合が、これは統計は古くなつておりますが、アメリカにおきましては、昭和四十五年に全保険中に占める割合が一・七%、カナダにおきましては、これは四十四年でございますが、一・六・八%、西ドイツにおきましては、これも四十四年の統計でございますが、一四・九%でございます。なお、アメリカ、カナダ等におきましては、定期保険のほかは死亡保障だけを行なう終身保険というものが相当多く、団体定期保険と同じような機能を果たしますという終身保険が多く売られておるわけ、やはり保険に對します考え、死亡保障を非常に厚くしていこう、またこれが非常に売れておるという点で、諸外国では日本のように貯蓄機能に生命保険の機能を求めないで、死亡保障の機能を非常に多く求めておるということが一応いえるのではないかと、このように思ひます。

○羽田委員 日本の現状といたし外国のあれは違ひようでございます。特に今度の対象になりますものは、業種、そういったものもあり問わないう。普遍的にやるわけでございますが、特に郵政省といひますか、郵便局といひますか、郵便局の機能をもつてすれば相当利用者も多いのじゃないかというふうに思ひます。

次に、疾病傷害特約制度というのがここにまた新たに設けられたわけでございますけれども、先ほどもちよつと申し上げましたように、最近交通

事故ですとか、その他不慮の事故というものがわりあい多く起こっております。そして入院したような際におきましても、一応その健康保険の制度があるわけでございますけれども、医療費やあるいは諸雑費等の負担、いわゆる個人負担というものがふえておりますから、非常に時宜を得ておるものというふうに私思うわけでございます。このたび創設されますいま申し上げましたこの定期保険には、何ゆえ従来の傷害特約保険だけで、今度新しく創設されました疾病特約がなぜ付加されないのか、その理由をお聞きしたいと思ひます。

○野田政府委員 先ほど申し上げましたように、定期保険につきましては、安い保険料で高い死亡保障が得られるという点から、どういたしまして養老保険なりあるいは終身保険なりの在来販売いたしております保険、終身というか、非常に逆選択の危険がある、弱者が多々ある、このように考えられるわけでございます。一方、疾病傷害特約におきましても、疾病をその保険事故としていたるところでも、やはり定期保険で危険を感じられまうように、疾病傷害特約におきましても同様に病弱者の加入のおそれが非常に高くなつてくる、こういう危険があるわけでございます。以上申し上げましたような理由から、この二つのものを合せて一つ一つの保険契約として締結することにしなす、ますます先ほど申し上げました逆選択の危険がふえまして、事業経営上悪影響を生ずる、ひいては加入者全体の利益をそこなう、このように判断をいたしましたわけでありませう。

以上のような理由から、定期保険には疾病傷害特約を付することができないこととして一応発足をいたすのでありますが、発売後の状況を見まして、将来それほど現実に危険性がない、あるいはこちらの防止措置が十分に講ぜられる、こういう見通しがつきました際にはまたこれについて再考をいたしたい、このように考えております。

〔小澤(大)委員長代理退席、委員長着席〕

○羽田委員 確かに、この疾病傷害特約が新しい制度で定期保険につけられますと、定期保険のあれというのはいくらも多くなるわけでございます。この点制度が発足してからよく調査し、またできればあれしたいという話でございますが、その点よくお願いしておきたいと思ひます。

なおこの疾病で、いわゆる保険料支払いの対象となります疾病というのは、普通いろいろこの病気はだめだとか何とかという制限があるわけでございますけれども、制限がないというふうに承っておりますけれども、それが事実かどうか。そしてもう一つあわせてお聞きしておきますのは、従来の傷害特約というのがほかの保険に対しての付加率というものは一体どのくらいになるのか、あわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○野田政府委員 今度の疾病の特約につきましては、簡易保険のたてまえといたしまして、国民すべてに公平な取り扱いをして、その普遍的な普及をはかるということが第一点であります。第二点としまして、保険事故の認定をめぐりまして加入者と間にトラブルを避け、簡易保険がその使命の一つとしております簡易な事務取り扱いによって保険の普及をはかる、こういうことを考慮いたしまして、対象とする疾病の種類を限定しないことといたしておるわけでございます。この点、民間が発売をいたしておりますという疾病の特約と相当大きな差異のある点だろうと思ひます。

なお、先般来売り出しております傷害特約につきましては、発足当初九〇％弱でございましたが、四十七年度の実績によりまして九九・八％、新契約件数のほとんど全部に傷害特約がついておる、こういう実情でございます。

○羽田委員 話をもう少し飛ばしますけれども、この保険業務を推進していく上におきまして、その剰余金といいますが、それが出てまいると思ふのでございますけれども、その加入者への還元あるいは加入者へのサービスというものを一体どんな

なふうにやつておられるかということについてお聞きしたいと思ひます。

○野田政府委員 最近におきます簡易保険事業の経営状況は比較的順調に推移をいたしております。これによりまして発生した剰余金はできるだけ多く加入者に還元するために、昭和四十一年以来現在まで七回配当金の増額を行なつております。本年度、四十八年度におきましても、四月一日から約六百億円の原資をもつて増配の実施をやることに踏み切つたわけでございます。

そのほか、さらにこのような増配とは別に、加入者の健康を増進するために、加入者への利益還元の一つの手段といえますか一環といたしまして、加入者福祉施設の拡充に力を注いでおりまして、現在まで相当程度規模を誇るわけではございませんけれども、簡易保険郵便年金福祉事業団に十三カ所の加入者ホームあるいは五十カ所及ぶ保健センターを設置、運用させておる、こういう実情でございます。しかしながら、まだそういう点、加入者福祉施設の面からの加入者の要望にも十分応じ切れない実情でございます。今後とも十分努力をしていきたい、このように考えております。

○羽田委員 特に福祉施設のほうでございまして、簡易保険郵便年金福祉事業団、そちらに委託されまして実施されておりますいろいろな施設の運営についてでございますけれども、これは確かに数だけどもんどうふやすといひましても、剰余金の中でやつてまいることでございますので、そうむちゃくちゃなことではできないわけでございますが、いろいろと聞かしていただきますところによりまして、保健センターあるいは加入者ホーム、青少年レクセンター、簡易保険診療所、いま申し上げましたようなものが幾つかございます。しかし何か全部で加入者が四百数十万ということでありまして、その家族といふものを含めるとたいへんな数になるわけです。そしてその利用状況といふものを見させていただきますと、この保健センターあるいは加入者ホームでございますが、こ

れの利用率が八十何％ということになっております。これは普通のホテルですとか旅館、いろんなそういった施設、この場合ですと年間を通じまして大体六十何％になりますとたいへんな稼働率であるわけですが、窓口で断られるという人がほとんどになりますと、窓口で断られるという人がほとんどじゃないかというふうに思うわけでございまして、こういったものの今後の拡充というものについてどんなふうにお考えになっておるか。特にこの中で加入者ホームでございまして、これは老人の方々からたいへんに喜ばれておる施設であるようにございまして、私もこの利用料金なんかを見ますと非常に安いというふうなことで、だいたいここでは経営がむずかしいというふうなことで伸び率、特に保健センターなんかの伸び率に比べましても、最近ではほとんど増加されておらないというところで、特に加入者ホームあるいは保健センターというものをこれから数をふやしていくお考えなのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○野田政府委員 簡易保険の加入者福祉施設につきましては非常な御理解と激励をいただきましたが、非常にありがたく思つておる次第でございますが、御指摘のように、簡易保険の加入者の非常に数に比べまして施設の数がまだ十分でございませぬ、利用の申し込みに對しましてこれを断断わりますというふうな実情が、特に繁盛をいたしております施設におきましては非常に多いということとをわれわれ現実に知つておりまして、今後とも努力をいたしていきたい、このように考えておるのでございます。

概括的に申しまして、今後の生活水準の向上なりあるいは余暇時間の増大というふうなことから、レジャーも高度化、多様化していくと思ひますし、既設の福祉施設あるいはそういうパターンだけでは加入者の要望に十分こたえ切れないだらう、このように考えます。そういうふうなことを考えてございまして、現在の計画といたしましては、先ほど申し上げましたような一応経営

状況が安定し好調であるということ、さらにわれわれは地域開発にも資していきたい、こういうことを目的といたしまして今後大体五カ年間、四十八年度も入れまして一応総額六百億円をちょっとこすくらの資金をもちまして既存の施設を拡充整備すると同時に、先ほど申し上げましたような国民の需要の多様化、高度化に対応いたしました、大規模な総合レクリエーションセンター、あるいは簡易に利用できるキャンプセンターを高原や海浜に設置をするということによりまして、現在の利用人員を約五倍程度まで収容可能な、御利用いただけるような施設にしていきたい、このように考えておるわけでございます。

ただ御指摘の加入者ホームといいますが——まあわれわれ加入者ホームと言っておりますが一般的な老人ホームでございますが、この点につきましては現在全国十三カ所ございまして、一応この計画の中では、既存の施設の中の短期ホームというが短期利用の部分、最長一カ月、六十歳以上の方々が、一番長くて一カ月御利用いただける施設を拡充したい、このように考えております。加入者ホームが本来のねらいとしまして、老人の方が老後を養うほんとうの意味での長期に滞在されます老人ホームにつきまして、これは非常に加入者が多いにかかわらずどうしても利用者が固定をされる。現在全国の十三カ所所で約二千人くらいの方々が利用されておられるわけでありまして、ほとんどの方が一ぺんお入りになりますと出られない。数千乃至数万に及ぶ簡易保険の加入者につきまして、その利用の均てんが得られないということが行政監察の結果でも指摘をされております。したがって、これは回転を十分にすることがあるいは施設を非常に拡大するか、こういうジレンマがございまして。さらにもう一つは、これは収支の関係からいいますと、現在の収支率につきまして申し上げますと——収支率といいますが、必要とします経費のほとんど一〇〇程度の収入しかないような実情でございます。これを非常に拡充をいたすということは、またそういう意味からも一般加入者の

負担の増大を来す、こういうことも考えられるわけでございまして、この点今後の老人対策の国の施策などをにらみまして、われわれもう少し高い料金で、少なくとも支出はカバーできるような利用料金をいただくような施設にするかどうかということも今後の研究の課題にしていきたい、こういうふうにご考えております。

○羽田委員 いまいろいろと御説明をお聞きしたわけでございまして、特に二番目に申し上げました加入者ホームでございまして、これが非常に収支の面でもきびしいということ、特に長期のものになりますとなかなかむずかしいというお話でございます。私も、老人ホーム的なものにつきましては、やはり国として別の、ほんとうに政策的な問題としてほかのほうで充実していくべきものだろうと思っております。ただ短期、一カ月くらいを対象としたもの、これなんか非常に特色のあるものだと思いますので、また簡易生命保険事業という点からも、私は特にこの点をこれから助長されていくように、この機会にお願い申し上げたいと思っております。また週休二日制というようにこともだんだん浸透してまいりますので、こういう施設というものの利用者等が非常にふえていくわけでございますから、それと同時に厚生省ですとか労働省ですとか、あるいは運輸省ですとか各省でいろいろな施設網をつくっておりますので、こういったものをよく御検討いただきまして、やはり特色のあるものをひとつ打ち出していただきたいと思いますということをあわせてお願い申し上げます。

私、もう答弁はけっこうでございますので、これで終わります。

○久保田委員長 次に、阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 先ほど羽田委員からも質問がありました、簡易生命保険ができたときの社会の情勢なり経過はともかくといたしまして、今日自由主義経済のもとで、民間にも相当たくさんの方の生命保険会社があるのに、とりわけ国営事業として簡易生命保険事業を運営をしなければならない理由

は、どういふところにあると大臣はお考えでしょうか。

○久野国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、簡易に、しかも低い料金でもってこれを契約をすることができ、簡便に国民各層に御利用いただくことができる、そのような意味でこの簡易生命保険は特色があると私は思うのでございます。

○阿部(未)委員 これがやはり保険事業となれば、企業として成り立っていないからには私に思いますが、企業としての宿命を負わされているように私は思います。したがって保険の売り込みについて、宣伝あるいは加入の勧奨、そういうものにあたって、かなり最近、政府事業でありながら国民のひんしゅくを買ような事態が発生しておるよう聞き及んでおりますが、大臣はどのように理解されておりますか。

○久野国務大臣 そのような事実があるかどうかは政府委員をもつて答えさせていただきますが、私はまだそういう報告は受けておりませんけれども、しかしそのような事態が起きないように指導、監督をいたしていきたい、かように存じます。

○阿部(未)委員 事務当局にお答えいただく前に、これはやはり大臣少し責任上私は納得ができませんが、かなり新聞をにぎわしておるところでございます。たとえば、先般は静岡県のほうに、おいては、何か経営者の労災保険だというふうなことを宣伝をして加入させて、しかもけがをしたところが保険はもらえなかったというので、これは朝日新聞にずいぶん大きく宣伝をされておりました。最近ではまた学資保険という新種保険を売り出されてから、学校の校長やPTA等の名前を使つて、あるいは学校等に対して、子供たちはこの保険に入らなければならないのだというふうなやり方で加入を勧奨して、それがそういうものではないかということ、いろいろな指摘を受けておる。これは保険事業の運営の基本的な姿勢にかかわる問題で、もしそのことを事務当局は今日

まで大臣に報告をしていないとすれば、私は全く事務当局の怠慢だと思いますが、事務当局はなぜそういう重大な問題を今日まで大臣に報告をしていないのですか。

○野田政府委員 具体的な事例につきまして大臣のほうへ御報告申し上げておりませんことは先生御指摘のとおりでございます。御指摘のように、まさに怠慢であります。今後十分大臣に申し上げまして、いろいろ御指導いただくようにいたします。

○阿部(未)委員 いま事務当局からお答えがありましたように、大臣、これはかなり大きい社会問題を惹起しておるわけです。特に政府が運営をする国営の保険であり、しかもその勧誘をするのが国家公務員である。信頼の置ける郵政省の職員です。その郵政省の職員が誇大の宣伝をして、しかも強制的に加入を勧奨する、そういうやり方というものは、これはやはり根本的に改めてもらわなければならないと思っておりますが、どうでしょう。

○久野国務大臣 御指摘の点につきましては十分注意すべき事項であらうと思っております。まして、今後は御指摘のような事態が起きないように指導をいたしていきたい、かように存じます。

○阿部(未)委員 特に大臣、私が申し上げたように、やはりこの簡易保険の事業が国営であつても、資本の論理には勝てないわけですが、したがって、赤字を出さないためには、極力新しい種類の保険をつくつたり、いろいろ誇大宣伝をしてでも加入を勧奨するといふいまの行き方になっておるというふうには私は考えるわけなんですけれども、それにあわせて当然——大臣は先ほど法律の問題もちょっとお出しになっておりましたが、違法なことはいけいないのだとおっしゃっておりますが、保険契約からいっても、そういう資本の論理から超過契約がやはり行なわれるという実態があるわけでございまして、超過契約についてはお聞きになっておりますか。

○久野国務大臣 私はまだ報告を受けておりません。

○阿部(未)委員 郵政当局はそういう問題について大臣に報告しておらぬというのは全く怠慢の限りじゃございせんか。超過契約は、御承知の通りに三百万が保険の契約額になっておりますが、それをオーバーするものについては解約をするとか還付をするとかいうような方法がとられておるわけでございますけれども、そういう資本の論理に基づいて特に最近に故意に超過契約をやる。そういう法に違反をして超過契約をやっても、保険の募集の成績があげれば、それは優秀な職員であるとして優遇をされておる、そういう傾向があるし、保険の募集が優秀であれば人間的にりっぱでなくとも、その職場では非常に強い力を持つてまいりまして、私が仄聞するところでは、全国の優績者とか世界の優績者とかいわれる人間がおるそうでございますけれども、こういう連中になりまして、もはや局長や課長の言うことは聞かないそうです。局長や課長が注意をしても横を向いて取り合ねそうです。しかしそれを動かすとい自分の局の募集の成績が下がってくる。募集の成績が下れば、上に立っておる幹部は自分の成績があげられないで栄転ができないから、自分が栄転をするためには目をつぶって、そういう優績者は言いたいほうだい、したいほうだいの状況が出ておる。これは私はゆゆしい問題だと思つておるが、どうでしょう。

○久野国務大臣 具体的な事実はよく調査をいたしまして、検討させていただきたいと存じます。
○阿部(未)委員 いま申し上げましたのは全国的にもかなりあるのです。かなりあるが、善意によって超過契約が行なわれたという場合はこれは責めるわけにはいかないと思ひます。しかし悪意で、知つていながら膨大な超過契約を平気で結んで、それを上司から注意をされれば横を向いておつて、上司の言うことを聞かない、そういう状態になってきておる。これは横浜の中央郵便局にこういう事例があるはずでございます。事務当局のほうは幾らか御存じですか。

○野田政府委員 ただいま御指摘の横浜中央郵便局におきまして、二、三の優績者が募集いたしました契約につきまして超過契約がありました事例につきまして報告を受けております。

○阿部(未)委員 まだ局長のところにあまり詳細な報告は来ていないかと思ひますので、超過契約の内容、また私が聞き及んでおるところによりまして、超過契約だけでなく、もっと、やつてはならないことをいろいろやつておるやに聞き及んでおりますから、ひとつ調査をされて、その調査の結果を資料として提出をお願いしたいと思います。よろしくございましてよろしく。

○野田政府委員 できるだけ早い時期にまとめて提出したいと思ひます。
○阿部(未)委員 次に大臣にお伺いしますが、法律の中で、簡易生命保険法ほどわかりにくい法律はないと私は思つてございしますが、大臣、簡易生命保険法をどうお考えになっておりますか。

○久野国務大臣 先ほど冒頭に申し上げましたとおりでございます。
○阿部(未)委員 簡易生命保険法の内容、法体系が非常にわかりにくい法体系になっておるといふことなのです。たとえて申し上げますと、たしか、私の記憶に間違いがなければ、法の三十一条には、不慮の災害で死亡した場合には倍額の保険を払ふことになっておるはずですが、これは、保険の運用上剰余金が出たのでその剰余金を加入者に返す、気の毒な人たちに返すために設けられた規定で、本来ならば約款のほうでいいのではないかと思つておるが三十一条に入つております。倍額払いになっております。ところが、普通の定期保険の場合には倍額払いの金を初めから取つて、倍額払いの契約をして掛け金に倍額の内容が入つておるのです。この倍額払いの規定は、たしか約款の六十九の二ですか、その辺に入つておるはずだと思ひますけれども、これは本来契約の際に掛け金から取つておるから、法定事項にすべきだと思つておる。一方、剰余金をもつて加入者にサービスするものは、これは約款でもいいのではないかと私

は思つておる。これは一例です。そういうふうに入りまじつておりました、法を読んでも、幾らもえらるものか、どういふ場合かわからないし、約款のほうかと思つて法のほうに入つておるといふ法体系になっておる。古い保険に、いろいろ新種保険をつくつて、いろいろつけ足していったからこういうものになったのだと思ひますが、国民大衆の簡易保険であるならば、だれが読んでもすぐわかるような法の体系、内容に変更しなければならぬ時期ではないかと思つておるが、どうですか。

○野田政府委員 現行の簡易生命保険法につきましても、戦前の簡易生命保険法時代からの沿革もございまして、先生も御指摘になりましたように改正改正の積み重ね等もございまして、確かにおっしゃいましたような矛盾もあらうかと思ひます。基本的に申し上げますと、契約者と申しますか、被保険者の基本的な権利の保護というところ、ここに重点を置いてわれわれ保険法を構成しあはるは約款に規定をしておるつもりでございまして、契約者に不利を与へ、これを瞞着するといひますか欺瞞する、そういう意図は毛頭ございませんとし、機会あるごとにこれを簡素化といひますか、明快に加入者が理解できるように、こういう形にしておる、このように考えております。

○阿部(未)委員 加入者をこまかす意図があるのかそういうふうには思われないのです。ただ、だれが読んでもすぐわかるような内容にすべきではないか。いま申し上げましたように、定期保険の倍額払いは約款でございましておるのではありません。約款というものは加入者にはなかなかわからないのです。それで、法は三十一条の倍額払い、これは私の記憶に間違いがなければ、たしか剰余金の処分の一環として設けた内容になっておるはずですが、剰余金処分は約款であつてもいいと思ひます。しかし本来契約のときに掛け金の中に織り込んで倍額払いを約束したものが約款のほうに入つておるといふところがありませんから、読んでもわからないのです。なかなかこの法

は読んでもわからないという状況になっておる。ですからこゝらで、もっと平易に、加入者が読めば一読、簡易保険に入ればこうなるのだ、こういうときには二倍もえらる、こういうときには三倍もえらるというところがちゃんとわかるような体系に抜本的な法の改正をなさつたらどうだろうか。これは提案ですが、どうでしょう。

○野田政府委員 ただいま御指摘の倍額支払いにつきましては、まさに簡易保険法の第三十一条に規定してございまして、これは剰余金を、契約者に対するサービスとして不慮の事故等に際しまして倍額支払い、こういう規定にいたしております。実は簡易保険では、倍額支払いにつきまして契約成立のときから保険料としてちやうだいしておる保険の種類はございせん。先生もし約款のほうで倍額支払いとおっしゃいましたあれだとすると、私のほうはちやうと見当がつきません。

○阿部(未)委員 約款六十九条の二じゃないですか、見てください。——私が違つてゐるかもしれせん。

○野田政府委員 六十九条の二につきまして、これは特別終身保険等の保険金額といふことの条文でございますが、ここには倍額支払いのことにございましては特段に定められておりません。あるいは先生がおっしゃつておられますことは、傷害特約保険金の支払いかと思つてございまして、これも、ここでは倍額のことは一応触れてない、このように考えておるわけでありませう。

○阿部(未)委員 私が不勉強ならば申しわけないのですけれども、たとえば普通養老保険のときに、死亡したら三百万、満期の場合でも三百万、これが倍額保険ならば三百万で、六百万になる。傷害保険をつけておつたときには、特約があつた場合には、これにさらに三百万が加わつて九百万もえらる、こういう勘定になるはずですから、倍額支払いという制度はあるはずですが。

○野田政府委員 ただいま御指摘の場合は、普通の終身保険なりあるいは養老保険等につきましては傷害特約を含めまして保険金の支払いの場合に

は、まさにそのようにならうかと思うのであります。これは六十九条の二ではございませんで、七十条の保険金の倍額支払、この項で規定をいたしておる、このように考えております。

○阿部(末)委員 わかりました。

六十九条の二の二に、一種特別養老保険と二種特別養老保険とがあるでしょう。これはちゃんと二倍払うと書いてあるでしょう、「保険期間が満了したことに因り支払をする場合の保険金額の二倍の額」、期間中に死んだ場合は二倍出しますよといっている、これはなっております。

○野田政府委員 この保険につきましては、あるいは先生御承知かと思いますが、養老保険の中で特別養老保険というのを売り出しておりまして、これはそもそも保険の仕組みが満期の場合に百万円といたしますと、死亡の場合二百万払う保険、これを第一種特別養老保険と呼んでおります。死亡の場合、三倍払う保険、これは第二種特別養老保険ということで、昨年の九月一日から売り出しております。これは先生御指摘の先ほどの三十一条の保険金の倍額支払、剰余金をもって支払うものとは違ひまして、そもそも保険種類にいたしておるのでございます。

○阿部(末)委員 そもそもその保険の種類だから、初めからこれは掛け金が高くなっておりますわけです。それでしょう。そもそもその保険の種類だから、初めからこのことを想定した掛け金の率になっておるはずなんです。したがって、あなたが途中で死亡した場合に倍になりますよというやつは、本来、法の中に入るべき筋合いのものではないか、こう質問したわけですね。

○野田政府委員 どうもこちらが早のふ込みでかつてなことを申し上げまして、失礼いたしました。これは先般の改正の際に、やはり法制局で相当論議をいたしたのでございますが、簡易生命保険の場合、終身保険、養老保険、それに定期つき養老保険、こういう形でつくっておりますので、これらの組み合わせの比率につきましては、法律上そういう基本的な保険の種類をつくった以上、ど

ういう倍率で組み合わせるか、そういうことは約款でよからうということ、今後の保険需要あるいは経済情勢に応じて機動的にいろいろな新種が発売できるようにということ、一々法律改正の手続を要せず、機動的に新種を発売できる、こういう配慮で約款に移した、こういうことでござい

ます。

○阿部(末)委員 それで論争しようとは思いませんが、私が申し上げたのは、今度できる家族保険といまが関連が出てくるのですよ。だから私は調べてみたのです。当然これは法にあるだろうと思つて調べたら、法になくて約款の六十九条にあったから、この法律は見にくいという気がして、いろいろほかの調べてみると、どうも簡易生命保険法ほどわかりにくいものはないという気がしてきたので、もう少しみんなにわかるように法の改正をする必要があるのではなからうかという提案をしたにすぎません。その必要があると思ふか、ないと思うかだけ、お答え願えればけっこうであります。

○野田政府委員 先生御指摘のように、非常に難解にできておるわけでございます。できるだけ検討いたしまして、そのような方向で改正をいたしたい、このように考えております。

○阿部(末)委員 もう一つ、大臣にお伺いしておきたいのですが、先般、大蔵委員会の方で通信のほうと連合審査をやつてもらうべきじゃないかと申し上げたわけですが、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律が成立したわけですから、積み立て金と資金が国の財政の中に入つてきますから、したがって国会の議決を得る、いわゆる予算総則に入る、こういうことになります。運用権は運用法によつて大臣の専決事項に入ることと思つておりますが、この予算総則の中に入ることによつて、郵政大臣の運用権が侵される心配はないのかどうか気になります。どうでしょう。

○久野国務大臣 簡易生命保険の剰余金が生じた場合には、これを産業投資特別会計の中に組み入れるという義務が生ずるよう法律上はなつておるわけでございます。そういう規定に従つておるわけでございます。

○阿部(末)委員 大臣はまだあまりよくわからないかも知れませんが、事務当局でつこうですが、大臣の保険の運用権が、予算総則の中に入つたことによつて制約を受ける心配があるのではないかと、やはり運用権は運用権として確立しておるのか、あるいは予算総則に入つたために制約を受けるのか、そこを伺ひたいわけ

であります。

○久野国務大臣 運用権は制約を受けません。

○阿部(末)委員 その運用権が制約を受けないといふことを、議事録にはつきり残していただいたかと思つて、お伺ひしたわけですね。

保険の内容について少しお伺ひしたいと思ひますが、今度の定期保険でけれども、内容を見ますと、五年もの、十年ものということになっておるようでございますが、ことさらに五年もの、十年ものというふうな契約のしかたをしなければならぬ理由が、私にはわからないわけですね。五年ものの契約をしておつても一年でやめる人もありましょし、二年でやめる人もありましょし。十年の契約をしておつても、二年、五年でかけ捨てますから、いつでも自由にやめることができるわけでございます。したがつて、何の理由があつて五年契約とか十年契約というふうなものをわざわざ期限を設けなければならぬのか。年齢によつて掛け金は違ひわけでございますから、したがつて、そういう五年とか十年とかいう期限を定めての保険契約というのは少しおかしいような気がする、一年くらいいいのではないかと気がするのですが、どうでしょう。

○野田政府委員 定期保険につきまして、保険種類が一年あるいは二年という非常に短い短期の保険種類にした場合に、非常に逆選択が多くなる危険がまず第一に考えられます。そのほか、新契

約、これが一ぺん一ぺん一年ごとに更新をするといふことになりまして、あるいはしばらく間を置いて新しく申し込むということになりますと、新契約の負担が非常に多くなりますために、保険料が割りに高くなるというところに、先ほど先生もおっしゃいましたように、契約者にとつても死亡率との関係から更新ごとに保険料が高くなる、あるいは削減期間の関係その他で、すぐ申し込んでも再加入の保証がない。これは五年なり十年なりの種類にいたしてありますと、途中病氣にかかつておりましてそれはつと契約が継続していく。したがつて、非常に短いということになりますと、再加入の保証がない、こういうことが考えられるわけでございます。さらに、長期にしますといまの終身保険とあまり変わらなくなつてくるのではないかと、こういうところが特に削減を置きましたことが一番大きな理由ではないかと思ひます。五年及び十年、この二種類にいたしたわけ

でございます。

○阿部(末)委員 逆選択ということになれば、五年だつて一年だつてあまり変わらないような気がしますが、それから現行火災保険等が大体一年契約で、しかも更新更新でずっといきますね。そうすれば、更新についてもそんなにたいへんなことじゃないのじゃないかという気がするのですが、五年、十年という期限を切らなければならぬという意味がわからないし、むしろ私は、加入を勧奨する技術からいくと、一年かけ捨てのほうがやりいいのではないかという気がするのですが、どうですか。

○野田政府委員 火災保険との御比較があつたわけでございますが、今回売り出します定期保険につきましては、一応削減期間をいたしまして一年半という期間を設けておるわけでございます。したがつて、一ぺん保険を売り出したあとの状況にもよるわけでございますけれども、逆選択の危険というのが一番大きいわけでございます。それから火災保険の場合につきましては、保険料率の改定ということが生命保険の場合のよう

にそうひんぱんに起こるというのではなくて、生命保険の場合は加入年齢、これは当然増進していくわけであり、ほとんど年をとっていくわけでございます。必ず保険料も上がっていく、こういうことになろうかと思いますが、一応こういう形で編成をしてみたわけであり、訂正をさせていただきます。

○久野国務大臣 ちよつと訂正をさせていただきます。先ほど私が発言をいたしました際に、剰余金が出た場合に産投特別会計にこれを繰り入れる云々という発言をいたしました、これは私の思い違いでございますので、これを訂正させていただきます。

○阿部(未)委員 わかりました。それから次に、定期保険についてはこれは倍額払いという制度がないということになっておるようですが、ほかのは、さっきいろいろ議論いたしましたけれども倍額払い制度があるようですが、これにはどうして倍額払い制度をつけなかったのですか。

○野田政府委員 御承知のように、定期保険はかけ捨てでございます、十年ものの定期保険になりますと、ある時点におきましては積み立て金もほとんどない、剰余金もほとんどない、こういう保険でございますので、ただいまのような措置をいたしましたということでございます。

○阿部(未)委員 いまの局長の御答弁ですと、さしむき発足にあたってはこれはできないが、五年ものなり十年ものを契約をして、将来剰余金が出てくれば、倍額はともあれ何らかの形でまた還元をするようなことが考えられる、その理解をしたいと思います。

○野田政府委員 いずれにいたしましても、剰余金が発生いたしました場合には、契約者なり保険金受け取り人に還元するように法律で定められておりますので、先生御指摘のような倍額払い制度のほかに求めますか、あるいは本来いたすべきでなかった保険料をいただいていたという方向なことから、保険料をもっと安くする方向

にいくべきものであるかどうか、その辺問題にいろいろかと思いますが、いずれにいたしましても、検討の対象になることは間違いない、このように思います。

○阿部(未)委員 次に疾病傷害特約ですが、いまは傷害特約があるわけですが、今度疾病特約というもう一つ新種ができるというわけで、大体趣旨は先ほどお話がありましたからわかりましたが、これは普通の保険の場合に両方かけるわけにはいかないわけですね。いずれか一方であるわけですね。

○野田政府委員 先ほどちよつと申し上げましたように、基本契約に對します傷害特約の付加率が九九・八％ということになっております。ほとんど全部といつていい契約に傷害特約がついておるもので、さらにそれに疾病特約を付するということをしたいたしませんで、いずれか一つ、こういう形で処理をしたいと思っております。

○阿部(未)委員 これは当然だと思っておりますが、基本契約が三百万円に満たない場合には、いま傷害がついておつても、新たに契約する場合には今度は疾病傷害特約はつけられる。これは各契約ごとで違つていく。一人の人間が両方つけられないというのじゃなくて、契約によつて違つていくわけですね。

○野田政府委員 お説のとおりでございます。

○阿部(未)委員 それから、最後になります、家族保険の關係ですけれども、これを今度配偶者の場合に、主たる被保険者の死亡した場合百分の四十から六十、片方が百分の二十から三十に引き上げる。これだけ見ればたいそう優遇してもらへるといいますか、金が余つたから返してもらへるのじゃないかと思つたのですが、これは剰余金の処理のために行なうのじゃなくて、掛け金そのものが上がってくるのだというふうに理解しなければいかぬのですか。それともすでに加入しておるものについても百分の四十から百分の六十に上げるのだということになるのですか。

○野田政府委員 先生のお話の後段のほうでございます。現行の家族保険制度は、配偶者につきましては百分の四十、子供につきましては百分の二十でございます。今度この法律を御決定いただきました後発効される家族保険につきましては新しい形のものでいく、こういうことでございます。

○阿部(未)委員 そうしますと、当然いままでの保険の料率とは違つたもので、これからこの家族保険の掛け金は高くなつてくるということになりますか。どのくらい高くなるのですか。

○野田政府委員 今回の家族保険制度の改正につきましては、先生おっしゃいました配偶者及び子供に對します保険金を高くするということのほかに、被保険者である配偶者及び子供につきまして傷害特約または今回設けようとしております疾病傷害特約を付することができるよういたしましたというのが第二点でございます。

第三点として、これは直接改正法律案に出なくて、約款で処理をいたそうとしたしておるのでございますが、主たる被保険者、また一家の主人なら主人に對します保険が、現在までの普通の通常の養老保険でなくて特別養老保険、このような改正を考へておるわけでございます。したがって、この場合の保険料について申し上げますと、五十五歳満期の家族保険につきまして、保険金額百万円、三十歳加入という例をとりまして、従来ですと、この特別養老保険型でございますと、せんで一般の養老保険型でございますから、いま申し上げました五十五歳満期の家族保険の保険金額百万円、三十歳加入の場合でございますと従来は三千二百五十円でございます。今回の改正では、死亡の場合百万円ということにいたしますと二千二百円ということでございます。千五百円ばかり安くなるわけでございます。ただ、満期の場合には百万円、したがって死亡の場合は当然でございますが二百万円という保険になりますと四千二百円程度で、九百円ちよつと高くなる、こういうことを考へております。

○阿部(未)委員 いま局長おっしゃいましたように、この法律を読んだだけではなかなかわかりにくいのですけれども、しさいに検討すると、この家族保険は被保険者の家族が死亡した場合にも、さつきちよつとおっしゃったように、特別養老で、一種二種に入つておれば倍額払いの適用を受けられることになると思つたのです。なりますか。

○野田政府委員 法律でいっております三十一条の倍額支払いにつきましては、家族保険の場合も主たる被保険者だけでございます、被保険者である妻及び被保険者の子については倍額支払いの規定の適用を受けないということでございます。

○阿部(未)委員 三十一条の規定の適用は受けないけれども、約款六十九条の二の適用は受けるというふうにあるでしょう。

○野田政府委員 今回行ないます家族保険の制度の改正につきましては、主たる被保険者に對します保険の型は養老保険から特別養老保険の型に移行いたしました、何倍型、死亡の場合は倍額になつていく、こういう保険の種類でございます。配偶者及び子供につきましては、従前の定期保険の型そのままでございまして、ただ、保険の保障の金額が百分の四十から六十になる、あるいは百分の二十から百分の四十に上がる、こういうことでございます。定期保険でございますので、配偶者及び子供につきましては倍額支払いの規定は適用にならない、こういうことでございます。

○阿部(未)委員 時間がなくなりましたが、いまの局長の答弁は私の解釈によるとちよつと違いますが、私はここを讀んでみますと、主たる被保険者の家族についても、主たる被保険者が死亡した場合に從来なかつたのを今度は倍額払いのようになるのですよ、そうなりませんか。

○野田政府委員 先生がおっしゃいます意味は、こういう意味ではなからうかと思つた。法律の形としては、被保険者たる配偶者及び子供は、主たる被保険者の死亡によつて受け取る保険金の何割ということになっておりますの

で、御指摘のように第一種あるいは第二種の特別養老保険の形になりますと、主たる被保険者が死亡の場合に受け取る保険金は確かに倍あるいは三倍、こういうことでございますので、既往の契約よりも確かに倍なり三倍の保険金を受け取るのではありませんが、災害に際しましての倍額支払いの法律の規定とは別でございます、私はちょっと早の申込みをしました。倍額支払いという場合、三十一條の災害におきます支払いのことをいっておりましたので、あるいは私のほう間違っておったかも知れません。

御指摘のように、主たる被保険者に対します保険の形が変わりますので、確かに御指摘のような配偶者及び子供に対します保険金額も倍なりあるいは三倍になる、こういう結果になるわけでございます。

○阿部(未)委員 私もちよっと聞き方が悪くて、倍額ということばを使ったのでわかりにくかったと思いますが、一種、二種という場合に、主たる被保険者が倍、三倍の保険金が取れるから、その六〇%あるいは三〇%に上がっていきますから、当然家族も、主たる被保険者が上がれば上がっていき、そういうふうになっているのでしよう。

○野田政府委員 そのとおりでございます、私の先ほどの倍額支払いの答弁がちょっと不十分でございました。

○阿部(未)委員 大体そういうことで私の質問を終わりたいと思いますが、先ほど冒頭にお話ししましたように、保険が資本の論理に従って、政府の国営の保険でありながらも、見苦しい募集をやったり誇大の宣伝をやったり、しかも場合によれば職場の秩序を乱すその大きい原因は、保険の募集の成績が上がるか上がらないかということが人事を左右する一つの基本にもなっておる。貯金の場合にもそういうことがいえると思うのですけれども、そういうふうになって、いわゆる保険をうんととらなければ栄転ができない、貯金をうんととらなければ栄転ができないという、本来の、ほんとうに国民のサービスのためにある保険か

ら、いまや売らんかなの保険へ変わりつつあることは、これは郵政が管掌する簡易生命保険なり郵便貯金にとつて決して好ましいことではないと思ひますので、この募集や広告が行き過ぎにならないように、とりわけ募集の成績だけで、人間の基本的な人格を抜きにして人事を行なうというようなことがあつてはならないと思ひますので、そういう点について大臣の所信をひとつ承りたいと思ひます。

○久野国務大臣 御指摘の点につきましては十分配慮いたしまして、検討いたしたいと思ひます。

○阿部(未)委員 終わります。

○久保田委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

通信委員會議録第八号中正誤

ペシ段行 誤 正

三 一八 いまはます いまはまだ

三 四 オートノミート オートノミ

同 第九号中正誤

ペシ段行 誤 正

四 三三 電信総局長 電信総局長

二 一二 加入当債券 加入者債券

二 二末九 五カ年計は 五カ年計画は

昭和四十八年四月二十三日印刷

昭和四十八年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A